

第8回久慈市議会定例会会議録(第1日)

議事日程第1号

平成18年12月7日(木曜日)午前10時00分開議

第1 会期の決定

議会運営委員長の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号から議案第15号まで

提案理由の説明・総括質疑

基本構想審査特別委員会の設置

委員会付託(議案第1号から議案第6号ま

で及び議案第15号を除く)

第4 議案第15号(質疑・採決)

第5 請願・陳情2件

請願の紹介

委員会付託

会議に付した事件

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第1号 平成18年度久慈市一般会計 補正予算(第4号)

議案第2号 平成18年度久慈市国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)

議案第3号 平成18年度久慈市介護サービス事業
特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 平成18年度久慈市漁業集落排水事業
特別会計補正予算(第2号)

議案第5号 平成18年度久慈市公共下水道事業特
別会計補正予算(第3号)

議案第6号 平成18年度久慈市水道事業会計補正
予算(第1号)

議案第7号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関
する条例の一部を改正する条例

議案第8号 市税条例の一部を改正する条例

議案第9号 国民宿舎条例を廃止する条例

議案第10号 岩手県市町村総合事務組合規約の一
部変更の協議に関し議決を求めることについて

議案第11号 非核平和都市宣言に関し議決を求め
ることについて

議案第12号 基本構想の策定に関し議決を求める
ことについて

議案第13号 久慈地区広域土地開発公社の解散に
関し議決を求めることについて

議案第14号 岩手県後期高齢者医療広域連合の設
置の協議に関し議決を求めることについて

議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意
見を求めることについて

出席議員(38名)

1 番 木ノ下 祐 治君 2 番 下川原 光 昭君
3 番 澤 里 富 雄君 4 番 大矢内 利 男君
5 番 堀 崎 松 男君 6 番 小 倉 建 一君
7 番 中 沢 卓 男君 8 番 砂 川 利 男君
9 番 二 橋 修君 10 番 戸 崎 武 文君
11 番 中 平 浩 志君 12 番 播 磨 忠 一君
13 番 皆 川 惣 司君 14 番 小 柳 正 人君
15 番 大久保 隆 實君 16 番 桑 田 鉄 男君
17 番 山 口 健 一君 18 番 落 安 忠 次君
19 番 石 渡 高 雄君 20 番 田 表 永 七君
21 番 中 塚 佳 男君 22 番 下斗米 一 男君
23 番 八重櫻 友 夫君 24 番 大 沢 俊 光君
25 番 山 舘 榮君 26 番 高屋敷 英 則君
27 番 下 舘 祥 二君 29 番 清 水 崇 文君
30 番 小野寺 勝 也君 31 番 城 内 仲 悦君
32 番 八木巻 二 郎君 33 番 宮 澤 憲 司君
34 番 濱 欠 明 宏君 35 番 東 繁 富君
36 番 菊 地 文 一君 37 番 大 上 精 一君
38 番 嵯 峨 力 雄君 39 番 谷 地 忠 一君

欠席議員(1名)

28 番 蒲 野 寛君

事務局職員出席者

事務局 長 亀田 公明 事務局次長 岩井 勉
事務局次長 一田 昭彦 庶務グループ 大森 正則
議事グループ 和野 一彦 総括主査 主 事 大内田博樹

説明のための出席者

市長	山内 隆文君	助 役	工藤 孝男君
助 役	外館 正敏君	総務企画部長	末崎 順一君
総務企画部部長	下館 満吉君	市民生活部長	岩泉 敏明君
健康福祉部長 (兼)福祉事務所長	佐々木信蔵君	農林水産部長	中森 健二君
産業振興部長	卯道 勝志君	建設部長 (兼)水道事務所長	嵯峨喜代志君
山形総合支所長	角 一志君	山形総合支所次長	野田口 茂君
教育委員長	岩城 紀元君	教 育 長	鹿糠 芳夫君
教 育 次 長	大湊 清信君	選挙管理委員会 委 員 長	鹿糠 孝三君
農 業 委 員 会 長	荒澤 光一君	監 査 委 員 長	木下 利男君
総務企画部 総務課長 (併)選挙事務局長	砂子 勇君	教 育 委 員 会 長	宇部 辰喜君
農 業 委 員 会 長	中新井田勉君	監 査 委 員 長	賀美 吉之君
事 務 局 長		事 務 局 長	

午前10時00分 開会・開議

議長(菊地文一君) おはようございます。

ただいまから第8回久慈市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(菊地文一君) 諸般の報告をいたします。

市長から議案の提出があり、お手元に配付いたしてあります。

次に、請願1件及び陳情1件を受理いたしましたので、お手元に配付いたしてあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告3件が提出され、お手元に配付いたしてあります。

次に、議会運営委員会所管事項調査報告書及び平成18年度岩手県市議会議員研修会報告書が提出され、その写しを配付いたしてあります。

次に、9月定例会以後の当職の出席した会議等、主な事項について概要を配付いたしてあります。

次に、諸般の報告のため市長から発言を求められておりますので、これを許します。山内市長。

〔市長山内隆文君登壇〕

市長(山内隆文君) 第8回久慈市議会定例会に当たり諸般の報告を申し上げます。

去る11月20日に当市職員が勤務終了後の懇親会で飲食の上、自動車を運転し、その際、駐車場にとめてあった他の自動車に接触するという不祥事が発生いたしました。

飲酒運転の撲滅に市を挙げて取り組んでいる中、そ

の範となるべき市職員がこうした不祥事を引き起こし、市政への信頼を失わせたことに対し、市民の皆様、市議会及び関係の皆様深くおわびを申し上げます。

去る12月4日付で当該職員並びに関係職員を地方公務員法及び当市の懲戒処分基準に基づき、厳正な処分を行ったところであります。

その処分の内容であります。当該職員を停職6カ月、監督責任として課長級職員を戒告、部長級職員を文書訓告としたところであります。

なお、当該職員からは退職願が提出されておりましたが、同日12月4日付でこれを受理し、同日をもって退職となったところであります。

また、事案発生後、緊急の臨時庁議を開催し、職員一人一人が強い再発防止意識を持つための対応策をとったほか、市民から負託を受けました職務への精励を通じまして市政に対する信頼の確保を図るべく努力してまいり所存であります。

このたびの不祥事を改めておわび申し上げ、諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長(菊地文一君) これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期日程案に関し、委員長の報告を求めます。34番 濱欠明宏委員長。

〔議会運営委員長濱欠明宏君登壇〕

議会運営委員長(濱欠明宏君) 第8回久慈市議会定例会の運営につきまして、去る12月5日に議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

今定例会で審議いたします案件は、市長付議事件15件及び請願・陳情2件の合わせて17件であります。

また、一般質問については、8人の議員から通告されております。

これらのことから、お手元に配付しております日程案のとおり、本日と12月12日、13日、14日及び20日に本会議を開き、12月8日、11日及び19日を議案調査のための休会とし、12月15日及び18日に委員会を開き、今定例会の会期は本日から12月20日までの14日間とすべきものと決しました。

各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

議長（菊地文一君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの委員長の報告のとおり、本日から12月20日までの14日間と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって会期は14日間と決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（菊地文一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に石渡高雄君、田永七君、中塚佳男君を指名いたします。

~~~~~

日程第3 議案第1号から議案第15号まで

議長（菊地文一君） 日程第3、議案第1号から議案第15号まで一括議題といたします。提出者の説明を求めます。山内市長。

〔市長山内隆文君登壇〕

市長（山内隆文君） 提案をいたしました議案第15号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」であります。人事案件でありますので、私からご説明申し上げ、議員各位のご理解を賜りたく存じます。

本案は平成19年3月31日をもって任期満了となります。谷地従子さんを再び推薦しようとするものであります。

候補者の経歴につきましては、議案に付しております経歴書のとおりであります。谷地従子さんは、多年にわたり更生保護婦人会の会長を務めるなど広く社会に貢献され、その行動力と明るく思いやりのある人柄は、地域住民から多くの信望を集めているところであります。人権擁護委員候補者として適任であると考え、推薦しようとするものであります。

以上、人事案件につきまして満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（菊地文一君） 工藤助役。

〔助役工藤孝男君登壇〕

助役（工藤孝男君） 私からは、人事案件を除く議案14件の提案理由についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号「平成18年度久慈市一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

今回の補正は、採用退職等職員の異動に伴う職員給与費の調整のほか、国県支出金の確定見込みによる事業費の調整などに要する経費を計上したものであります。

1ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,562万9,000円を追加し、補正後の予算総額を196億9,203万2,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、第2条、債務負担行為の補正であります。5ページの第2表のとおり、路線バス運行事業ほか4件を追加しようとするものであります。

次に、第3条、地方債の補正であります。6ページ、7ページの第3表のとおり、漁港整備事業について、その限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第2号「平成18年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、事業勘定につきましては既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億5,059万1,000円を追加し、補正後の予算総額を44億4,750万5,000円とし、また直営診療施設勘定につきましては、既定の予算額に歳入歳出それぞれ930万5,000円を追加し、補正後の予算総額を2億7,630万5,000円にしようとするものであります。

事業勘定の補正の内容であります。歳入につきましては3ページのとおり、国庫支出金、県支出金及び繰越金を増額、繰入金を減額し、歳出につきましては4ページのとおり、共同事業拠出金、基金積立金等を増額しようとするものであります。

直営診療施設勘定の補正の内容であります。歳入につきましては13ページのとおり、診療収入、財産収入及び繰越金を増額、繰入金を減額し、歳出につきましては14ページのとおり、総務費、医業費等を増額しようとするものであります。

次に、議案第3号「平成18年度久慈市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算額に歳入歳出それぞれ295万2,000円を増額し、補正後の予算総額を9,131万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。歳入につきましては2ページのとおり、サービス収入を295万2,000円増額し、

歳出につきましては3ページのとおり、総務費を199万7,000円、サービス事業費を95万5,000円、それぞれ増額しようとするものであります。

次に、議案第4号「平成18年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,111万4,000円を減額し、補正後の予算総額を2億4,425万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。歳入につきましては2ページのとおり、県支出金を930万円、繰入金金を341万4,000円、市債を840万円、それぞれ減額しようとするものであります。

歳出につきましては3ページのとおり、漁業集落排水事業費を2,054万2,000円、公債費を57万2,000円、それぞれ減額しようとするものであります。

次に、第2条、地方債の補正であります。4ページ、5ページの第2表のとおり、限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第5号「平成18年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算額から歳入歳出それぞれ307万2,000円を減額し、補正後の予算総額を14億8,541万8,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。歳入につきましては2ページのとおり、分担金及び負担金は増額、繰入金及び諸収入は減額を計上し、歳出につきましては3ページのとおり、下水道管理費は増額、下水道事業費は減額を計上しようとするものであります。

次に、議案第6号「平成18年度久慈市水道事業会計補正予算（第1号）」であります。1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、収入の上水道事業収益を1,798万1,000円、簡易水道事業収益を70万円減額しようとするものであります。

また、支出は上水道事業費を2,029万7,000円減額、簡易水道事業費を215万8,000円、営農飲雑用水給水受託事業費を454万5,000円増額しようとするものであります。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正であります。収入を1,645万5,000円減額しようとするものであります。

2ページをお開き願います。

支出を2,129万5,000円増額しようとするものであります。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の金額を25万2,000円増額しようとするものであります。

次に、議案第7号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

この条例は、国家公務員の勤務時間において休憩時間の廃止及び休憩時間の見直しがなされたことから、国の例に準じて休憩時間を廃止し、休憩時間を1時間を基本とするものに改めるとともに、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第8号「市税条例の一部を改正する条例」であります。この条例は地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る所得割の税率及び各種の控除等について所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第9号「国民宿舎条例を廃止する条例」であります。この条例は市政改革プログラムの方針決定に基づき、国民宿舎を廃止しようとするものであります。

次に、議案第10号「岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」であります。市町村合併により市町村数が減少したことに伴い、本組合の議会の議員定数の削減を行うこと及び地方自治法の一部改正による制度の変更に伴い、本規約において所要の整備をすることについての協議に関し、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第11号「非核平和都市宣言に関し議決を求めることについて」であります。本案は、人類共通の願いである恒久平和の実現に向けて、核兵器の廃絶と軍縮の推進を希求し、非核平和都市の宣言をしようとするものであります。

次に、議案第12号「基本構想の策定に関し議決を求めることについて」であります。本案は、行政の総合的かつ計画的な運営を図るため、今後10年間の指針となる基本構想を策定することについて、地方自治法第2条第4項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

なお、本件につきましては、久慈市基本構想審議会に諮問し、妥当なものと認める旨の答申を得たことか

ら、提案に及んだものであります。

次に、議案第13号「久慈地区広域土地開発公社の解散に関し議決を求めることについて」であります。本案は久慈地区広域土地開発公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定等により議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第14号「岩手県後期高齢者医療広域連合の設置の協議に関し議決を求めることについて」であります。本案は後期高齢者医療制度に係る事務を岩手県内の全市町村で共同処理するため、岩手県後期高齢者医療広域連合を設置することの協議に関し、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地文一君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。まず、議案第12号「基本構想の策定に関し議決を求めることについて」は、議長を除く38人の委員をもって構成する基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この際、ただいま設置されました基本構想審査特別委員会の委員長及び副委員長を、委員会条例第8条第2項ただし書きの規定により、当職において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、当職から委員長に下斗米一男君、副委員長に小野寺勝也君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり選任されました。

次に、議案第7号から議案第11号まで、議案第13号及び議案第14号の7件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、付託省略議案についてお諮りいたします。議案第1号から議案第6号まで及び議案第15号の、以上7件は委員会の付託を省略し、議案第1号から議案第6号までの補正予算は12月20日の本会議で審議し、議案第15号の人事案件は本日審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第15号

議長（菊地文一君） 日程第4、議案第15号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

議案第15号「人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて」は、異議がない意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は異議がない意見とすることに決定いたしました。

~~~~~

日程第5 請願・陳情2件

議長（菊地文一君） 日程第5、請願受理第1号及び陳情受理第2号を一括議題といたします。請願について紹介議員の説明を求めます。20番田表永七君。

〔20番田表永七君登壇〕

20番（田表永七君） 請願受理第1号「森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出を求める請願」について、紹介議員を代表してその概要を紹介し、議員各位のご理解をいただきたいと思っております。

この請願は、本年9月8日閣議決定されました森林・林業基本計画が確実に実行されるよう国会及び関係行政機関に対し意見書を提出していただくよう請願するものであります。

その背景には、国有林野事業に関する予算が年々縮小され、国有林の管理が手薄になってきているという

事情がございます。言うまでもなく、国有林野事業は我が国森林行政の中核を担い、民有林行政の底上げをも図る極めて重要な問題であります。

さらに、行財政改革の流れの中で国有林野事業特別会計を一般会計と独立行政法人とに2分割する案が検討されるなど、国有林の管理自体が危ぶまれる声さえ上がっております。

請願書には具体的請願事項として6項目が述べられております。

1点目は、森林・林業基本計画に基づく森林整備及び林業・木材関連産業再生のために平成19年度予算の中で十分な予算措置をしていただきたいということでございます。

2点目は、国産材利用の促進、そのための安定供給対策並びに地域材利用対策の推進を図っていただきたいということでございます。

3点目、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するため、安定的な財源確保を図っていただきたいということでございます。

そのほかに林業関連の労働力の確保、あるいは地球環境保全のための違法伐採対策の強化、安全・安心な森林管理の推進などが挙げられてございます。

皆さん既にご承知のとおり、京都議定書に基づく我が国のCO₂削減数値は6%であります。その6%のうち3.9%は、森林吸収で確保するという計画が昨年4月閣議決定されました。このことから、森林の公益的機能の重要性は一層高まってきていると言わなければなりません。

本請願の趣旨をご理解の上、採択くださいますようお願いいたします。紹介いたします。

議長（菊地文一君） ただいま議題となっております請願・陳情は、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~

散会

議長（菊地文一君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時28分 散会